

甲府法人会たより



天下茶屋から望む富士山（富士河口湖町）

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成31年1月

第141号

題字 芦澤会長



平成30年分の所得税の確定申告書の提出は、
平成31年2月18日(月)から、
平成31年3月15日(金)までです。

主な内容

新年のご挨拶
税制改正要望活動
小学生の税に関する習字展
税に関する絵はがきコンクール
法律相談 Q & A
税務相談 Q & A
税に関する高校生の作文

新年のご挨拶

謹
賀
新
年



公益社団法人甲府法人会会長
一般社団法人山梨県法人会連合会会長

芦澤 敏久

新年明けましておめでとうございます。
皆様方には、平成三十一年の新春をご家族お揃いで、お健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。年頭に当たり私の考えるところの一端を申し上げます。

本年も「法人会は税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」との理念のもと、①税制改正に関する提言活動、②会員の研鑽を支援する研修活動、③地域振興やボランティアなどの地域社会貢献活動を大きな3つの柱として活動していきます。

「税制改正に関する提言活動」では、昨年は、税の公平公正、簡素化の観点から消費税の単一税率を訴えましたが、本年十月の消費税率引き上げに伴い軽減税率制度の実施が避けられないことになってしまいました。本年は、アンケートの回収を増やす中、より多くの地元企業の声を反映した、より一層建設的な説得力のある提言をしてまいります。

「研修活動」では、軽減税率制度の導入が決まっている以上、最優先で制度内容とその対応について周知徹底を図らねばならないと考えています。また、その他の制度改正のポイント等を解説する研修会をブロック単位で開催していきます。

「地域社会貢献活動」では、プロ選手を招いて本物に触れる「ミニバスケットボール」、「サッカー」、「野球」の各教室の中で、参加した児童が、楽しみながら税の大切さを考える「税金教室」を開催します。

また、山梨県からの委託事業である婚活支援事業「やまなし出会いサポートセンター」は、昨年十三組の成婚カップルが誕生し、四年間の累計で五十一組となりました。これは累計二千人を超える登録者から、千六百組を引き合わせることで生まれました。本年も、登録会員や引き合わせの機会を増やす工夫をして、成婚カップルの増加を目指します。

女子社員向け階層別セミナー「女子力パワーアップセミナー」については、女性の活躍促進が社会的要請となっていることを踏まえ、内容の見直しを図りながら、継続して企画していきます。特に山梨は女性経営者の割合が高く、女性経営者の実体験を伝える場としても捉えていきます。

結びに、皆様方の法人会事業への絶大なご協力をお願い申し上げるとともに、皆様方のご健勝と事業の益々のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

(株式会社山梨中央銀行 相談役)



甲府税務署長

松谷 誠

平成三十一年の年頭にあたり新年の御挨拶を申し上げます。

昨年中は、芦澤会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に、格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、多年にわたる申告納税制度の発展に向けた活動などのご功績により、芦澤敏久会長が財務大臣表彰、高野孫左エ門副会長が東京国税局長表彰を受彰されました。誠にありがとうございます。

甲府法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」の理念の下、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための多様な啓発活動に取り組みられるとともに、地域に密着した各種の社会貢献活動を通じて地域社会の健全な発展に貢献されております。私自身、少年サッカー教室と少年野球教室、県民の日行事における税金クイズ、法人会役員が講師を務めた小学校での租税教室への講師派遣、小学生の税の習字・絵はがきコンクールの表彰など「税」に関する行事、また、社会貢献活動である富士山クリーン作戦に参加させていただきました。皆様の活動を目の当たりにし、その献身的な活動に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにあります。私どもは、この使命を遂行するため、ICTを活用し、利便性の高い申告・納付の手段を充実させるなど、納税者にとって、より使いやすく利便性の高い納税環境を整えて参りました。

本年一月からは、スマートフォン・タブレット端末を利用した所得税確定申告書の作成、ID・パスワード方式でのe-Taxによる送信が可能となるとともに、納付方法もクレジットカードによる納付、QRコードを用いたコンビニ納付と多様化したします。

更に、本年十月の消費税率の引上げにあわせ実施される軽減税率制度の円滑な実施に向け、制度の周知・広報になお一層積極的に取組んで参ります。

甲府法人会の皆様には、消費税の軽減税率制度説明会や各種の税務研修会などを通して、多大なる御支援を賜っておりますが、引き続き税務行政に対しまして、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、公益社団法人甲府法人会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



東京地方税理士会
甲府支部長

清水 孝

新年明けましておめでとうございます。公益社団法人甲府法人会の皆様には、平成三十一年の新春を健やかに迎えのものと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、芦澤会長をはじめ役員及び会員の皆様には、税理士会の活動に対しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本年もより一層のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年は今上天皇陛下が四月三十日に譲位され、皇太子さまが翌五月一日に即位されます。これにより、およそ二百年ぶり、明治以降では初めて天皇が譲位されることになりました。新たな元号は四月一日に発表予定です。わずか三十年ですが、平成の代は大災害や大事件など、歴史に残る数多くの出来事がありました。これから迎える新たな御世は、一国民として安寧で幸多い歴史のページであることを願うばかりです。

そんな中、昨年十月四日に米国ワシントンのハドソン研究所で行われたマイク・ペンス副大統領の中国に対する宣戦布告の演説は、世界に大きな衝撃を与えました。米国と中国が世界を巻き込んで新たな冷戦時代に突入したのです。そして世界の政治経済も、反グローバル化への大きな潮流になって行きつつあります。

このような先の見えない厳しい国際情勢

の中ではありますが、我々税理士は中小企業の存続と発展のため、自己研鑽を通じて、経営者の皆様の親身な相談相手として、また中小企業のホームドクターとして、これからも山梨の地域経済のために積極的に活動し、出来る限りお役に立ちたいと考えております。

税理士会と貴会との交流は、新設法人説明会への講師派遣、総会への双方の臨席や会報誌への寄稿など税務関連民間団体の中でも密接な協力関係を築いてまいりました。

租税教育においても租税教育推進協議会を通じ貴会と共に若い世代の皆さんに正しい税の知識の普及と納税意識の高揚を図るための「租税教室」の開催を小、中、高等学校で実施していますが、貴会の租税教育活動におかれてはスポーツ教室や絵はがきコンクール等多面での活躍に心からの敬意を表するしだいです。

結びに、公益社団法人甲府法人会が、芦澤会長を中心として、その基本方針とする「税を基軸にした活動」と、地域に密着した「社会貢献活動」とをより一層充実させ、益々ご発展されることをご期待申し上げますとともに、会員皆様のご健勝、事業のご繁栄を心からご祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



税金クイズへの参加をよびかける

11月10日と11日の両日、小瀬スポーツ公園において開催された『県民の日記念行事』のイベントに当会も参加し、税が国民の生活に果たす役割についてクイズ形式で学ぶ「税金クイズ」を実施しました。

この活動は、広報委員会のメンバーを中心に毎年実施しており、芦澤会長、長坂広報委員長をはじめ、青年部会および女性部会のメンバー、甲府税務署からは松谷署長、須藤副署長、永島統括官、齋藤上席調査官、大河原広報官、山田広報官にも活動に参加していただきました。

2日間にわたって中高生や親子連れ



多くの来場者が「税金クイズ」にチャレンジ

など、約2千名の方々が法人会のテントに集まり、税金クイズに挑戦しました。

税金クイズの問題は、「日本では救急車を利用しても『税金』が使われているので無料ですが、救急車が1回出動するのにお金はいくらかかるでしょうか？」（正解・・・約4万5千円）や「義務教育の9年間に1人の児童・生徒に對してどのくらいの税金が使われているか？」（正解・・・約1千万円）などでした。税の大切さを身近に感じる問題を考えることによって「税」に対する関心を高める有意義な活動となりました。

『県民の日』に税の啓発活動

消費税軽減税率制度説明会



12月4日の説明会

10月3日と12月4日、消費税軽減税率制度説明会をアピオ甲府において開催しました。特に12月4日は137名の方々が参加しました。本年10月から実施される軽減税率制度について、対象品目、帳簿や請求書の記載方法、税額の計算などについて、甲府税務署の担当官から説明がありました。また、山梨県商工会連合会の担当職員から説明がありました。

説明終了後、参加者から軽減税率制度の対応などについて多くの質問がありました。

同説明会は今年も軽減税率制度がスムーズに実施されるよう引き続き開催する予定です。



大会会場にて記念撮影

11月8日・9日、法人会全国青年の集いが岐阜県において開催され、当会青年部会からも8名が参加しました。

8日の「租税教育活動プレゼンテーション」では、各地から推薦された12の青年部会（山梨法人会青年部会が東京国税局管内の代表）が、それぞれ実施している租税教育活動を発表しました。各会ともに地域の特色を生かすなど参考になる取り組みでした。9日の大会式典では、租税教育活動の表彰式等が行われました。

次年度は大分県において開催される予定です。

全国青年の集い 岐阜大会に参加

叙勲・褒章

● 当会役員関係 ●

平成30年の秋の叙勲・褒章におきまして、当会常任理事の興水順彦様と理事の櫻本進様が「旭日双光章」を受章されました。誠にめでとうございました。

旭日双光章

株式会社 清里給油所

興水順彦氏

旭日双光章

株式会社 櫻本鉄工

櫻本進氏



平成30年度 甲府税務署納税表彰式

税務協力団体などの活動を通じ、納税意識の高揚などに貢献された方が表彰され、当会からは8名の方々が受彰されました。誠にめでとうございます。

財務大臣表彰

会 長 芦澤敏久氏
株式会社 山梨中央銀行

東京国税局長表彰

副 会 長 高野孫左エ門氏
株式会社 吉字屋本店

甲府税務署長表彰

理 事 河西秀吏氏
株式会社 河西金属商事
理 事 清水修一氏
協和産業 株式会社
理 事 湯沢基氏
湯澤工業 株式会社

甲府税務署長感謝状

理 事 櫻本進氏
株式会社 櫻本鉄工
理 事 中澤厚男氏
株式会社 談露館
理 事 宮川武氏
株式会社 甲斐延

税金教室

小学校で「税金教室」

法人会では、次の世代を担う児童に對して、租税の意義や税の社会における役割を正しく理解してもらうため、小学校6年生を対象とした『税金教室』を行っています。11月15日に中央市の玉穂南小学校、26日に甲斐市の玉幡小学校において開催しました。

税金教室の講師は女性部会の役員が担当しました。税は何種類あるのか、税金で作られている施設はどれか、などのクイズを出題しながら、児童に

とって一番身近な税金である消費税やサラリーマンなどが納める所得税などについてわかりやすく説明しました。そして「税金がなぜ必要なのか、税金がもし無い場合、自分たちの生活はどのように変わってしまうのか」などを考えてもらうためのアニメを視聴しました。

税金教室の最後には、児童から税金に関する質問があるなど、税に関心をもっていただくことができました。

各小学校での「税金教室」の様子



中央市・玉穂南小学校（講師：雨宮恵美氏）



甲斐市・玉幡小学校（講師：飯島朱美氏）

税制改正要望活動

山梨県選出国會議員、
山梨県及び管内全自治体に
平成31年度税制改正提言書を提出

全法連理事会において決議された「平成31年度税制改正に関する提言」（提言内容は「甲府法人会たより」第140号に掲載）の実現に向けて、11月29日、山梨県法人会連合会の上原税制委員長（甲府法人会・税制委員長）と山梨県連税制委員が、山梨県関係の国会議員の各事務所（東京の議員会

館）を訪問。要望の趣旨を説明し、議員に直接提言書を渡しました。
また、11月28日・30日には、上原税制委員長ほか甲府法人会税制委員と各支部長に同行いただき、山梨県、甲府市、韮崎市、北杜市、甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町の各首長及び議長に対して提言書を渡しました。



衆議院議員 中島 克仁 事務所
秘書 山本 健氏（左）



衆議院議員 堀内 詔子 事務所
堀内 詔子 衆議院議員（左）



衆議院議員 中谷 真一 事務所
秘書 玉木 武彦氏（右）



衆議院議員 宮川 典子 事務所
秘書 寺西 弘行氏（左）



参議院議員 宮沢 由佳 事務所
宮沢 由佳 参議院議員（左から3人目）



参議院議員 森屋 宏 事務所
秘書 松原 香織氏（左）

山梨県と管内自治体への要望活動



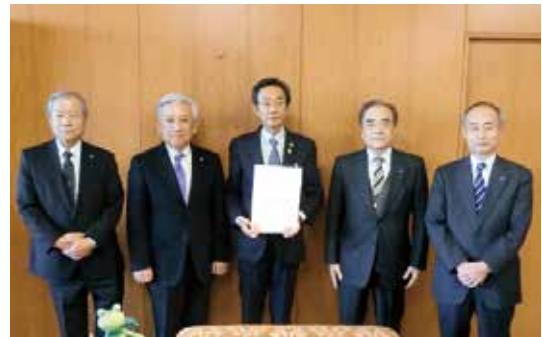
甲 府 市
樋口 雄一 市長（右）



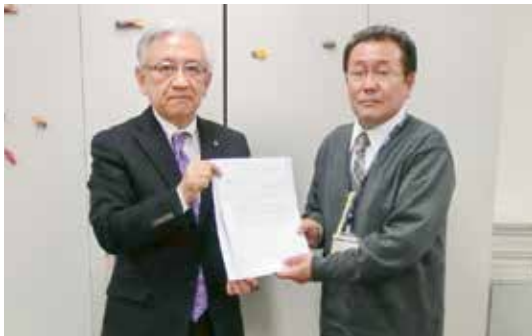
山 梨 県
鈴木 康之 総務部長（左）



南アルプス市
小林 徳男 秘書課長（右）



韮 崎 市
内藤 久夫 市長（中央）



北 杜 市
中山 和彦 税務課長（右）



甲 斐 市
内藤 博文 副市長（右）



昭 和 町
志村 武夫 副町長（右）



中 央 市
土橋 利一郎 税務課長（右）



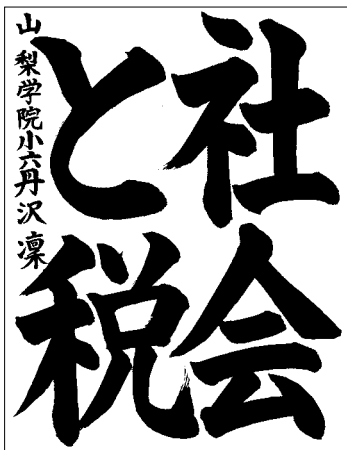
「小学生の税に関する習字展」

主催:甲府市租税教育推進協議会・公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成することを目的に実施し、甲府市内の28の小学校から1,563点の応募がありました。選考の結果、優秀作品に選ばれた作品をご紹介します。

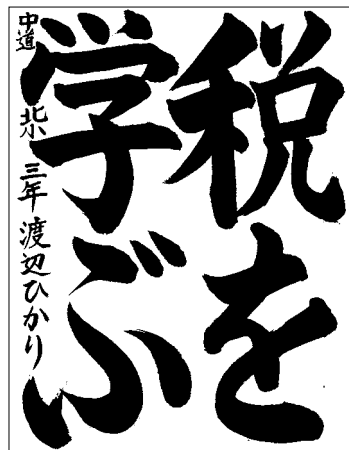
(敬称略)

最優秀賞 甲府市長賞



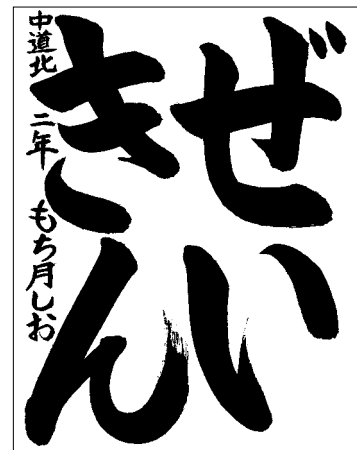
山梨学院小6年 丹沢 凜

小学五・六年生の部



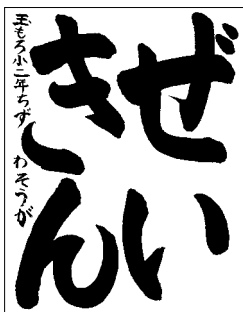
中道北小3年 渡邊 ひかり

小学三・四年生の部



中道北小2年 望月 詩央

小学一・二年生の部



小学一・二年生の部
玉諸小2年 千須和 蒼河

優秀賞 甲府税務署長賞



小学三・四年生の部
中道北小3年 平澤 花香

小学五・六年生の部

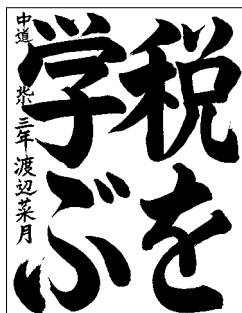


中道北小6年 樋泉 七海



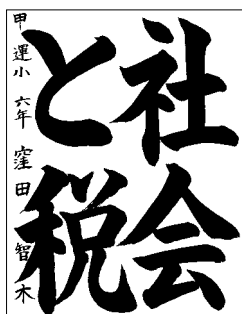
小学一・二年生の部
中道北小2年 田代 惟吹

優秀賞 甲府法人会会長賞



小学三・四年生の部
中道北小3年 渡辺 菜月

小学五・六年生の部

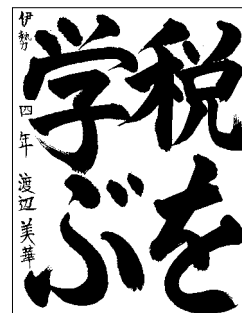


甲運小6年 窪田 智木



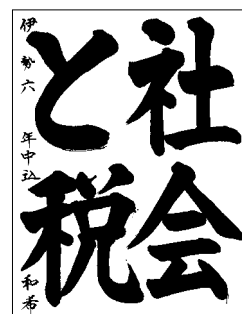
小学一・二年生の部
中道北小2年 樋泉 實太

優秀賞 甲府市教育長賞



小学三・四年生の部
伊勢小4年 渡辺 美華

小学五・六年生の部



伊勢小6年 中込 和希

優秀賞 東京地方税理士会甲府支部長賞

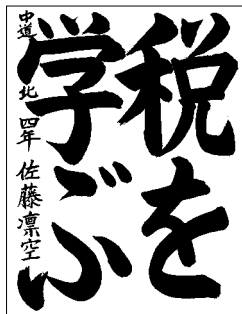
小学一・二年生の部

中道北小1年 渡辺 万葉



小学三・四年生の部

中道北小4年 佐藤 凜空



小学五・六年生の部

山梨大学教育学部附属小6年 大木 彩和



優秀賞の贈呈式(甲運小学校)



優秀賞の贈呈式(中道北小学校)

優秀賞(27作品)の展示

展示場所	展示期間
甲府合同庁舎 1階	2019年 10月31日(木)まで
甲府法人会館 2階	2019年 10月31日(木)まで
山梨中央銀行 柳町支店	2019年 2月28日(木)まで

土曜日・日曜日・祝祭日はご覧いただけません。

優秀賞 甲府税務署管内納税貯蓄組合連合会会長賞

小学一・二年生の部

中道北小1年 佐藤 希胡



小学三・四年生の部

山城小4年 堀井 日菜子



小学五・六年生の部

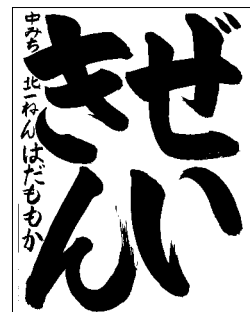
駿台甲府小5年 角田 蘭璃



優秀賞 山梨日日新聞社賞

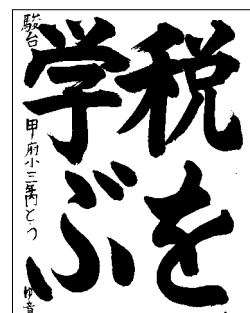
小学一・二年生の部

中道北小1年 羽田 百佳



小学三・四年生の部

駿台甲府小3年 内藤 優音



小学五・六年生の部

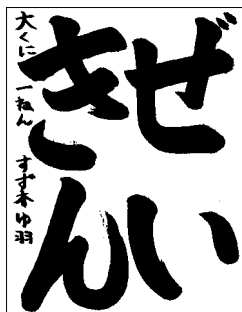
大里小6年 阿部 さくら



優秀賞 山梨放送賞

小学一・二年生の部

大國小1年 鈴木 結羽



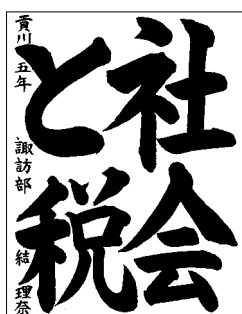
小学三・四年生の部

甲運小3年 出月 陽菜



小学五・六年生の部

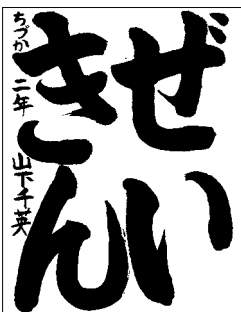
貢川小5年 諏訪部 結理奈



優秀賞 テレビ山梨賞

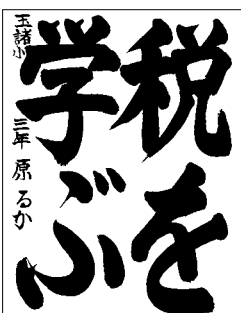
小学一・二年生の部

千塚小2年 山下 千英



小学三・四年生の部

玉諸小3年 原 瑠加



小学五・六年生の部

中道北小5年 松村 寧大





「税に関する絵はがきコンクール」

共催：一般社団法人山梨県法人会連合会・公益社団法人甲府法人会

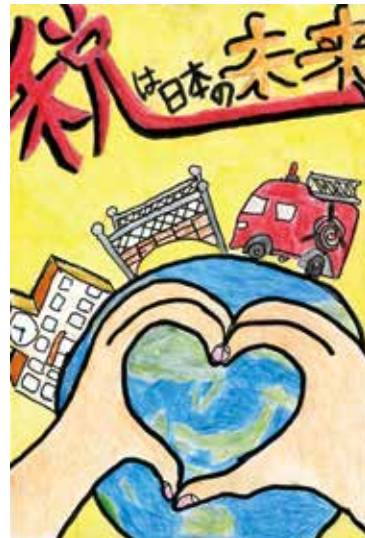
租税教育活動の一環として、児童に「税」を正しく認識してもらうとともに、学校教育及び家庭での親子の話し合いなどを通じて、将来の理解ある納税者を育成し、「税」への関心を高めることを目的に実施しました。山梨県内の30の小学校から881点の応募がありました。（甲府税務署管内からは10の小学校から227点）上位作品をご紹介します。（敬称略）



●山梨県法人会連合会 優秀賞

●甲府法人会 会長賞

山梨学院小学校 5年 末木 琉偉



●山梨県法人会連合会 会長賞
●甲府法人会 優秀賞

甲府市立新紺屋小学校 6年 丸山 主恵



●山梨県法人会連合会 優秀賞

●甲府税務署長賞

山梨学院小学校 5年 松本 大河



●甲府法人会女性部会長賞

山梨学院小学校 5年 清水 亜耶



●甲府法人会 優秀賞

駿台甲府小学校

6年 萩原 愛綯



●甲府法人会 優秀賞

山梨学院小学校

6年 重田 晴香



●甲府法人会 優秀賞

山梨学院小学校

6年 向井 祐喜



●甲府法人会 優秀賞

山梨学院小学校

6年 北出 光河

「第10回少年野球・税金教室」を開催 現役のプロ野球選手が指導

12月8日、南アルプス市櫛形総合公園野球場において、甲府法人会管内の23の少年野球チームの選手275名の参加により、甲府法人会主催「第10回少年野球・税金教室」を開催しました。この活動は社会貢献活動の一環として、青少年の健全な育成と税の啓発を目的に、青年部会の運営協力のもと毎年開催しています。

野球教室に入る前に、税の啓発活動としてクイズ形式の『税金教室』を



税金クイズ



高橋選手のバッティング



武藤投手のピッチング



西森選手の指導



山下選手を囲んで話を聞く子供たち

行い、子供たちに税の社会における役割や大切さを楽しく学んでもらいました。今回の野球教室は、中日ドラゴンズの高橋周平 内野手と横浜DeNAベイスターズの武藤祐太 投手、西森将司 捕手、山下幸輝 内野手に指導していただきました。前半では4選手がバッティング・ピッチング・守備の順にプロの一流プレーを子供たちに間近で披露しました。特に高橋選手と山下選

手の豪快なホームランや、武藤選手の速球と鋭い変化球に驚き、4選手の華麗な守備に歓声をあげていました。後半の技術指導では、4人のプロ選手にバッティング・送球・守備・ベースランニングでの基本動作などを指導していただき、子供たちとプロ野球選手が楽しく触れ合うことができました。技術指導の後には、プロ選手への質問コーナーの時間もあり、野球に取り組む姿勢や野球以外のユニークな質問もあり、普段聞けない話を聞くことができました。またプロ選手のサイン入りグッズが当たるお楽しみ抽選会では、プロ選手本人が使用したユニフォームや帽子、バットなども景品として提供され、大変盛り上がりました。



プロ選手と握手

法律相談

夫婦間の代理権



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋

俊仁

Q

A男とB女は夫婦である。Aは自分のCに対する多額の債務を返済するため、妻Bの代理人として妻Bの土地をDに売却し、その代金でAの債務を弁済した。しかし、妻Bはこれを全く知らなかった。売買契約に基づき登記がDに移転してからこれを知った妻Bは、Aと離婚し、Dに土地の移転登記の抹消と返還を求めた。認められるだろうか。

A

1. Aの行為はBの代理人として行為をしています。Aは自分のCに対する多額の債務を返済するため、妻Bの代理人として妻Bの土地をDに売却し、その代金でAの債務を弁済した。しかし、妻Bはこれを全く知らなかった。売買契約に基づき登記がDに移転してからこれを知った妻Bは、Aと離婚し、Dに土地の移転登記の抹消と返還を求めた。認められるだろうか。

2. 民法761条は「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りではない。」と規定しています。この規定は、妻が日常生活で必要となる食品や衣類を買ったときは夫もその代金に支払の責任を負い、一方夫が病気になって医者にかかったときは、その費用について妻も責任を負うということを規定したのですが、それを超えて、

日常生活に必要な法律行為をするについてそれぞれに代理権を与えたものであるという規定にはなっていない。

しかし、もし夫婦が相互に代理権を持たないとする、日常の家事を処理するについて不便が生じます。そこで、この規定は日常の家事に関する法律行為について夫婦は互いに代理権を認めたものであるかどうか問題となります。多数説はこれを認めています。これが第1の問題です。

一方、民法110条は「代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときは代理人の行為について本人も責任を負う。」と規定しています。これが越権行為による表見代理といわれるのですが、この規定を適用するには基本となる代理権がなければなりません。そしてこの基本となる代理権の範囲を超えて代理行為がなされたときに相手方の保護のためにこの規定が働くのです。

前記の通り、夫Aに日常の家事に関する代理権があるとすると多数説の立場に立つと、この代理権を基本の代理権として、この民法110条の適用があるのかどうか

について問題となります。これが第2の問題です。

もし、民法110条が適用されるとすると、本件の場合、Dにおいて、AにBの土地を売却する代理権があると信ずべき正当な理由があれば、DはBの土地を正當に取得することができ、Bの返還請求等は認められないということになります。この正当な理由の有無については状況によって異なりますが、Bにとっては相当危険なものになり得ます。ここが問題の所在ということになります。

4. この問題に関して、最高裁は次のように判示しました。まず、第1の問題について、民法761条は日常の家事に関して、夫婦相互に代理権を与えたものであるという多数説の考え方を採用しました。そして第2の問題について、この代理権を基本の代理権として民法110条も適用されるという、条文に適合した論理を採用しました。

しかしながら、この適用については限定を加えました。すなわち、「当該越権行為の相手方である第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるとき正当の理由があるときに限り」民法

5.

110条の趣旨を類推適用するとしました。すなわち、通常の表見代理については、当該越権行為につき（本件では土地の売買行為）相手方である第三者においてその売買行為についてAにBを代理する権限があると信ずるにつき正当な理由があったかどうかにより判断されますが、民法761条・民法110条の場合には土地の売買行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当な理由があるかどうかにより判断するとして判断します。

本件のように不動産の売買行為は夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当な理由があるとはいえないので110条の表見代理が成立することはありません。したがって、BはDに対して不動産の登記の抹消と返還を求めることができることとなります。

以上の通り、夫婦の一方が他方の同意を得ることなく他方の固有財産を処分したり、第三者に対して他方が債務を負担したりさせた場合には、当然のことながら夫婦であつても他の一方の者がその法律行為の効果を受けることにはなりません。本件ではAとBは離婚しましたが以上のことはAとBが離

6.

婚していない場合でも当てはまります。

しかし、もしAが借入れをするに際し、Bに無断でBの代理人としてBを連帯保証人にした場合、その借入れの趣旨が生活費や家族の医療費に充てるためのものであつた場合には、夫婦の日常の家事に関連した法律行為ともいえる場合がありますので、相手方である第三者に前記の正当な理由が備わることもあり得ます。本件とは逆に妻の越権行為について判断した事例があります。

その事案は、妻が医療費、生計の足しにするという名目で夫名義の借財をしたケースですが、判決はこの借入れ行為は日常家事ではないとしつつ、相手方は日常の家事であると信じるにつき正当な理由があつたとし、民法110条を類推適用して夫の責任を認めました。このような事例もありますので、注意が必要です。

7.

夫婦の一方の法律行為が他の一方にどのように影響するかについて、基本的な考え方を知っておくことは重要なことですので、敢えて紹介することにしました。

消費税期限内納付 推進運動実施中！

消費税の期限内
納付を忘れずに。



- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。

● 消費税には申告・納付期限^(※3)があります。

● 申告・納付にはe-Taxが利用できます。

● 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)

税 務 相 談

平成31年度
税制改正大綱について



東京地方税理士会甲府支部
税理士 高野 聖子

平成31年度税制改正大綱のうち、我々に影響があると思われる事項にはどんなものがありますか。

A

平成30年12月14日に政府与党より公表された平成31年度税制改正大綱は、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引上げ・軽減税率制度導入も含め、少子高齢化への対処・財政健全化を基本的考え方盛り込んだ内容となりました。この中で、盛んに報道されている消費税率関連以外で主に皆さんの生活や山梨県の中小企業に新たに影響がありそうなものについてご紹介します。

○個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度が創設されます。認定相続人（承継計画に記載された後継者）が、平成31年1月1日

（平成40年12月31日までに「特定事業用資産（不動産貸付業を除く被相続人の事業に供していた土地（面積400㎡まで）、建物（床面積800㎡まで）、固定資産税・自動車税等の課税対象である償却資産で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されたもの」）を取得し事業を継続する場合、担保提供を条件に、その特定事業用資産に対応する相続税の納税が猶予されます。

○相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢、贈与税の相続時精算課税制度・直系尊属からの贈与の税率の特例・非上場株式等に係る納税猶予制度（特例制度も同様）等の制

度の受贈者の年齢要件がそれぞれ18歳未満に引き下げられます（平成34年4月1日以後の相続または贈与から適用）。

○確定申告書等の提出の際に、給与・退職・公的年金等の源泉徴収票、上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書等の書類の添付または提示が必要となります（平成31年4月1日以後提出分から適用）。

○給与または公的年金等の源泉控除対象配偶者に係る控除の適用が、夫婦のいずれか一方のみの適用に限定されます（平成32年分以後の所得税から適用）。

○住宅ローン控除の特例として、消費税率10%の住宅の取得等をし、平成31年10月1日～平成32年12月31日までに居住の用に供した場合、10年目は現行の控除額が、11～13年目は①住宅借入金等の年末残高×1%と②税抜の住宅取得等の対価等×2%÷3のいずれか少ない金額までの追加の控除額が認められるほか、所得税から控除しきれない金額を、所得税の課税総所得金額×7%（最高13・65万円）まで個人住民税から控除できます。

*：4,000万円、認定長期優良住宅等の場合は5,000万円が限度

○ふるさと納税について、総務大臣が指定する自治体以外への寄附金は、個人住民税における寄附金税額控除

の対象となりません（平成31年6月1日以後支出分から適用）。

○金地金等の密輸への対応として、①密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、消費税の仕入税額控除制度の適用を認めない（平成31年4月1日以後から適用）ほか、②金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存が仕入税額控除の要件に加わります（平成31年10月1日以後から適用）。

○法人税における仮想通貨の評価方法等について、①事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については時価評価により評価損益を計上、②仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合の単一位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とする（法定算出方法は移動平均法による原価法）、等の措置が講じられます（平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用）。

これらの他、「国民健康保険税の上限を61万円に引上げる」、「法人設立届出書に定款等の写し以外の書類の添付が必要なくなる」等、大綱には多くの改正事項が盛り込まれています。なお、上記の内容も含め、今後公表される適用時期や要件等についてのより詳細な情報にご注意ください。

平成31年の

県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社
経済調査部 部長 岡本新一

昨年の県内経済を振り返りますと、好調な機械工業にけん引され、生産活動が増勢を維持したほか、設備投資や個人消費も持ち直しの動きが続くなど、全体として緩やかな回復の動きが続きました。

項目別にみますと、生産は、世界的な設備投資需要の拡大が半導体製造装置や工作機械関連産業が集積する本県機械工業の追い風となり、各企業とも総じて高操業が続ぎ、鉱工業生産指数も全国平均を大きく上回りました。ただし、秋口以降は、スマートフォン向けのメモリー需要減退や米中の貿易摩擦の影響を受け、半導体製造装置に減速感が台頭しました。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業は、取扱品目や販売チャネル等によるばらつきはあるものの、節約志向や輸入品との競合などから、全体として厳しい

局面が続きました。

また、観光関連では、国内観光客が減少傾向で推移したものの、外国人観光客の入込みは過去最高水準となり、特に富士山周辺で賑わいがみられました。本県においては、これまで中国や台湾など中華圏からの観光客が多くを占めていましたが、昨年はベトナムやマレーシアなど東南アジアからの観光客が大幅に増加しました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、生産が堅調を維持し、需要面でも、個人消費で持ち直しの動きが続くほか、設備投資も、安定した企業収益を背景に底堅い推移が見込まれることから、総じてみれば、緩やかながらも回復傾向が継続するものと見込まれます。ただし、米中貿易摩擦や、その世界経済への影響、欧州における政治・経済の不透明感

の広がり、10月に予定されている消費税率引き上げの影響などが攪乱要因として景気を下押しする可能性について注意が必要です。

県内景気は、生産面において機械工業がけん引役となり、企業収益や雇用・所得環境の改善を通じて、設備投資や個人消費に波及していくことが期待されますが、一部の産業で先行き不透明感が台頭するなか、回復のペースは緩慢なものにとどまるものとみられます。

項目別にみますと、個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に、持ち直しの動きが続くとみられます。設備投資も、機械工業で生産能力増強投資が増加していることに加え、人手不足対策として合理化・省力化投資にも根強い需要が見込まれることから底堅く推移することが予想されます。なお、「県内企業経営動向調査」（山梨中央銀行）の平成30年度下期（平成30年10月～平成31年3月）の設備投資計画においては、実施予定率が前期をやや下回る一方、投資額では前向きな姿勢が窺われます。

生産は、全体として堅調を維持するものとみられますが、半導体製造装置など一部で先行き不透明感が台

頭するなか、前年に比べると増勢が鈍化する可能性があります。一方、地場産業は国内需要が伸び悩むなか、機械工業と比べると厳しい状況が続くと考えられます。ただし、インターネット等を活用した販売チャネルの拡大、海外への販路拡大など様々なビジネスチャンスも生まれているなかで、国内需要の減退をカバーするための取組みが可能だと考えられます。

さて、陰陽五行によると、平成31年は「己亥（つちのと・い）」にあたります。「己」は草木が繁茂し形が整然とした状態を、「亥」は草木が枯れ果て生命力が種子の中に閉ざされた状態を意味します。このため、「己亥」は、「現在の状況を維持しながらも、より成長するための準備を行う年」ということになるでしょう。最近では、目まぐるしいスピードで社会環境が変化しています。こうした時代を勝ち抜いていくためには、猪のような力強さで突き進む攻めの姿勢が必要です。ただし、変化の激しい時代、やみくもに進めればよいという訳ではありません。時代の先を読む目を兼ね備え、常に一歩先の準備をしながら進んでいくことが求められます。

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告 ～5つのステップで手続完結！～



Android™の方のみ 事前にインストール



Google Play™から
Adobe®Acrobat®Reader®
をインストールしてください。

STEP 1 作成コーナーへアクセス

iPhoneの方



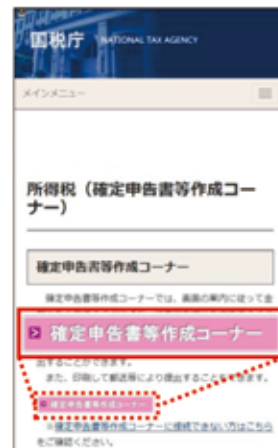
Androidの方



作成コーナー



インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。



「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。

STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択



収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」・「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択



「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。
お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ
※ ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、裏面をご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID（利用者識別番号）

1234567812345678

パスワード（暗証番号）

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与と所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



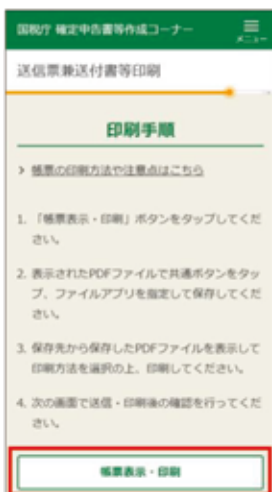
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信して申告は完了です。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータはAdobe® Acrobat® Reader®から後で確認できます。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。
平成31年(2019年)1月以降、確定申告書作成コーナー及び国税庁ホームページの納付用QRコード作成専用画面からコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となります。
※ 納付ができるコンビニエンスストアや作成方法などについては、平成31年(2019)年1月までに、国税庁ホームページでお知らせします。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。
・本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード及び運転免許証 など
・e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- ※ ご利用には別途通信料がかかります。
- ※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・ Android、Google play、Google Chrome、Chrome play ロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。
- ・ Adobe Acrobat Reader、Adobe Acrobat Reader ロゴは、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社) の商標です。
- ・ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

山梨県ふるさと納税のご案内



写真提供：やまなし観光推進機構

富士の国やまなしをふるさと納税で応援してください

ふるさと納税を県外在住のご家族・知人・友人にご紹介ください

～ 冬のギフトにもおすすめの特産品を追加しました。ふるさとのあたたかさをお届けします ～

ふるさと納税とは

県や市町村に「ふるさと納税」(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち、2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

ふるさと納税の使い道

山梨県への「ふるさと納税」は次のメニューの中からお選びいただいた取り組みに活用しています。

① ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み

かけがえのないふるさとの水や、その水を育む豊かな森林を守り、育て、未来に引き継ぐために、荒廃した森林の整備や重要な水源地域における森林の整備に取り組んでいます。

② 富士山の保全、環境美化に関する取り組み

富士山が末永く皆に愛され、親しまれ、世界に誇る財産として引き継がれていくように、富士山の豊かな自然の保全対策に取り組んでいます。

③ ふるさとの青少年育成に関する取り組み

ふるさと「山梨」を愛し、日本や世界の未来を拓く人材として活躍できる力強い子ども達の育成に取り組んでいます。

④ ふるさとの福祉向上に関する取り組み

健康寿命日本一や子育て環境の良さを維持し、障害を持つ人や高齢者をはじめとした全ての人が安心して暮らすことができる山梨づくりに取り組んでいます。

⑤ 高校教育の充実に関する取り組み

多くの著名人や財界人を輩出した、ふるさと「山梨」の高校教育の一層の充実に取り組んでいます。

ふるさと納税の方法

「ふるさとチョイス」サイトで、申し込みから寄附まで一括で手続きができます。(クレジットカード払いでの納付を希望する場合は、インターネットからの申し込みのみとなります。)

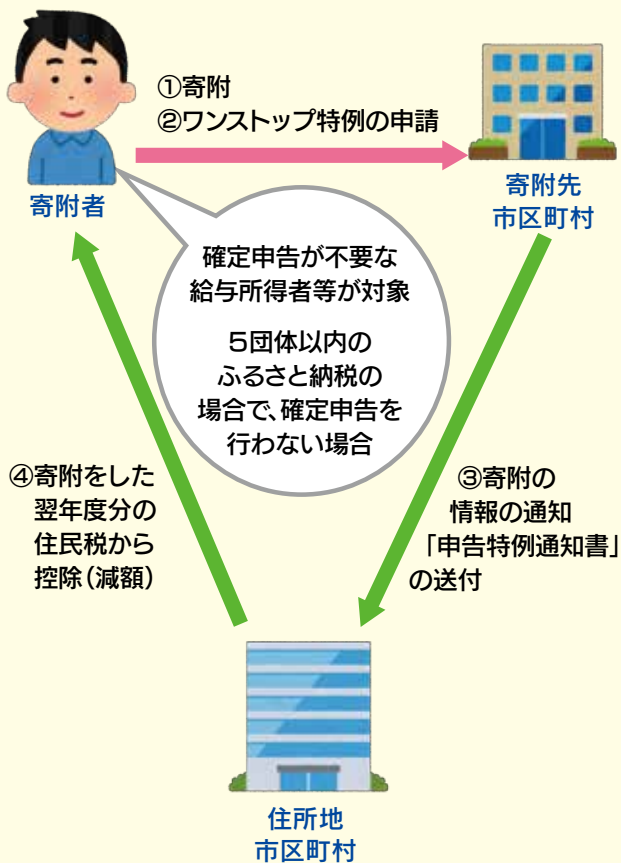
領収書は県で発行し、お送りしますので、大切に保管してください。

ふるさとチョイス 山梨県

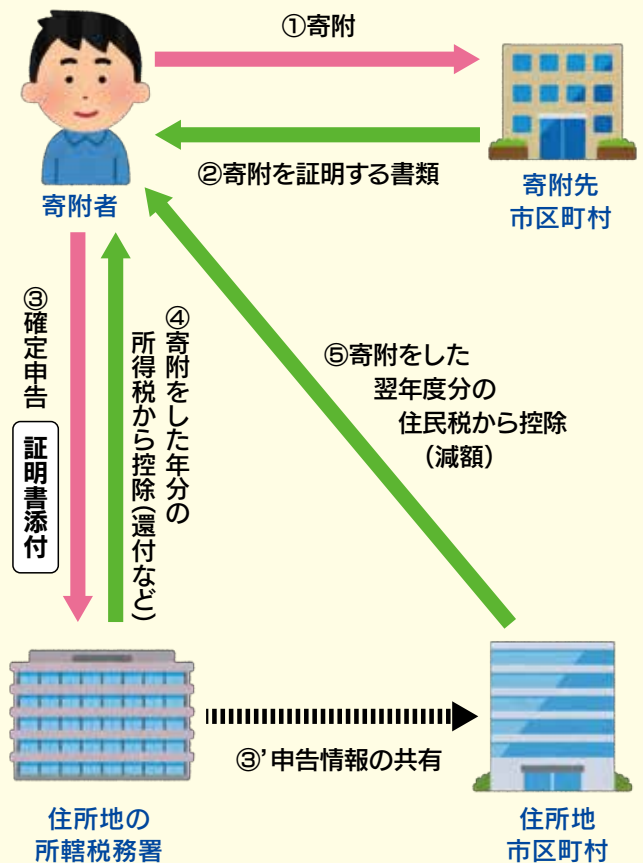
検索

寄附と税務申告の流れについて

ワンストップ特例適用の場合



確定申告を行う場合(原則)



※手続きの詳細や注意点につきましては、ふるさとチョイスや県庁のHPをご覧ください。

山梨県へのふるさと納税の状況 (平成29年度)

多くの方々から貴重な浄財をお寄せいただきました。ご厚情に深く感謝申し上げます。

件数：866件

金額：22,090,500円

お申し込み
お問い合わせ
窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県総務部税務課
TEL 055-223-1388 (直通) FAX 055-223-1390
E-mail zeimu@pref.yamanashi.lg.jp

※県内市町村へのふるさと納税は各市町村にお問い合わせください。

国税庁主催 平成30年度税に関する高校生の作文

甲府税務署長賞

入選作品紹介

私なりに税について思うこと。

●山梨学院高等学校

三年 深沢 南実

私の学校で日本における様々な社会問題について考える授業があった。本当に様々な問題に触れる中で特に重大な問題として少子高齢化が挙がり、私もその問題について深く考える中で、少子高齢化という問題の中に働く年齢層への経済的負担が大きいこと、それに伴って晩婚化も深刻になり、さらには子どもを産んで育てたくてもお金にも時間にも余裕がなく、年々子どもの数は減っていつてしまうという悪循環とも言える現状を知った。なぜ少子高齢化問題は解決に向かわないのか。解決方法はないのか。そこで私は税金がその解決の一つの鍵を握っているのではないかと考えた。

社会福祉に使われている税金の割合は私たちが納めている税金の中で最も高い。その中の多くが年金や医療、介護などお年寄りのために使われている。ここで私は一つの提案をしたいと思う。それは政府でも議論している定年の引き上げを実行することだ。今は人生百年で、まだ働きたいと思う人、またはまだ働けると言うお年寄りはいくら多いかと思う。私は何歳になってもやりたいことがある、生きがいを感じられるということはとても素晴らしいことだと思

うし、私自身もそうでありたいと思う。逆に定年退職によって体が弱くなってしまうたり、病気にいかかってしまったりすることも十分に考えられる。そう考えるとその後の働ける環境を整えて、より社会に貢献できる人を増やすということのほうが社会にとっても、お年寄りの方々どちらにも良いのではないだろうか。そうすれば年金などの支援に使っていた税金を、これから社会や日本を担っていく私たちをはじめ、子どものために使うことができる。このような税金の使い道の変化によって、今まさに働いている年齢層の人たちにとって子どもを産みやすい、育てやすい環境を作ることができ、少子化問題につながるはずだ。そして私は子どもたちの育成に充てる税金を増やすというこの動きが、様々な社会問題にも良い影響を及ぼすと思っている。例えば日本は残業が深刻な問題としてある。残業があたりまえになつていて残業がないという会社の方が珍しく、仕事の時間が圧倒的に生活を圧迫する今の現状の中で、税金による子どもの育成の支援が増えれば、余裕が生まれ働く時間や負担の軽減、過労死などの問題解決につながる。なにより日本では特に少ない自分や子どもたちのための時間をつくるということ、これができるということが私は人生の中で大切に素敵なことだと思

私たちが健やかにそして豊かに暮らすために税金はあると思う。税金がそうであるためには私たちが使い方をその都度考える

ことが大切だ。そしてこれからの日本の担い手として、私は全ての年齢層の国民が生活しやすい社会にすることを目指す大人になりたい。

税金とどう向き合うか

●山梨県立甲府第二高等学校

二年 平山 安那

2019年10月に消費税が10%に引き上げられる予定だ。これを機に、なぜ消費税が増税されるのか、私たちは税金とどのように向き合っていけばいいのか、考えていこうと思う。

私は、4月から高校に入学し、税金のありがたみをひしひしと感じている。まず、図書館で勉強するようになり、清潔で空調も整った施設で集中して勉強に取り組みることができている。また、駅前の駐輪場も利用するようになり、とても助けられている。

さらに高校では、教科書が自己負担となる。今までは、小中学校で無償で支給されていたが、決して当り前ではないのだと気づかされた。そして、私にとって一番大きな変化は医療費である。私の住んでいる自治体では0歳から中学3年生まで医療費が助成されており、無料であった。今は、病院に行くたびにこんなにも医療費がかかるのかと驚くばかりだ。

税金は、私たちが健康で文化的な生活を送るために必要な費用である。だから、税金を国民全体で負担するのは当たり前のことなのだが、「高い」「多くのお金を取られる」といったマイナスイメージが先行してしまっているのが現状だ。これは、税金への

理解が及んでいなかったり、関心が低かったりするからだと思う。税金の恩恵を受けずに生活することは、あまりにも負担が大きく、不可能といつていいだろう。このことを理解していれば、マイナスイメージは払拭されると思う。

また、「税負担が不平等だ」という意見も多く聞かれる。現在の日本では、所得税や相続税は累進課税で、消費税や住民税は比例課税となっている。なぜ、消費税が増税されるのだろうか。それは、「特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしい」からだ。財務省のホームページに書かれている。消費税を1%引き上げると、税収が約2兆円増えると言われている。それだけ私たちの負担は大きくなる。しかし、全て私たちの生活に直結してくるのだ。

様々な税金の制度があり、国民全員が平等だと納得して納税するということは難しい。きっと、正解はないのだと思う。だからこそ、私たちは小学校から租税教育や公民の授業を受け、税金への理解を深めてきたのだ。そして、一人ひとりが税金と向き合い、自らの考えを持つことが大切だと思う。

税金について無関心のまま批判するのはなく、社会のためにという意識で関わっていくことが、未来を担う私たちに求められていることだろう。そして、より良い制度を模索していくことが、誰もが健康で文化的な生活を送る社会への第一歩だと思う。

私は5年後には納税の義務を負う。そのときには、税金に対する自分の意見をしっかりと持ち、税金に感謝をしながら、責任を持って納めていきたい。

よつびし総研の

「まちづくり勉強会」

ー現場の生の声をー

聞くことの素晴らしさー



四菱まちづくり総合研究室

石川 統偉

(山梨県立大学国際政策学部総合政策学科)



四菱まちづくり総合研究室（通称「よつびし総研」）一年生スタッフの石川統偉です。私たち「よつびし総研」は、県立大学の熊谷研究室で毎週一回「スタッフ会議」を開催して、短期的な活動スケジュールの確認と打合せをしています。それとは別に、毎月一回、甲府市役所の一室をお借りして「戦略会議」を開催しています。そこには大学生と教員（県立大学の学生と教員だけでなく、山梨大学のNPDLの学生スタッフや石井信行先生も参加しています）はもちろん、商店主として企業や行政の方などにも参加していただき、前月の収支報告や活動報告、そして今後の活動方針などについて検討し

ています。直近の12月の戦略会議では、タウン企画の棚早智子さんにお越しいただいて、2019年3月に発行を予定している「おもてなしBOOK6&2018年度活動報告書・合併号」についての打ち合わせを行いました。私たちは、「戦略会議」の中に「まちづくり勉強会」を組み込んでいます。具体的には、戦略会議の後半で、毎回ゲストスピーカーをお招きして、甲府中心街活性化の意義や手法、具体的な実践事例などについてお話しただいております。実際にまちづくりに携わっている方の話はとても興味深く、毎回多くのことを学ばせていただいています。

例えば、5月の戦略会議には「こうふコンシェルジュ」の成澤治子さん（甲府市地域振興課）にゲストとしてお越しいただき、甲府市の移住促進政策についてお話しいただきました。山梨の人口減は歯止めがかからないこと、特に若者が大学進学や就職のタイミングで東京などの大都市へ出て行ってしまいう現状があること、それとは逆に甲府への移住を希望している方も沢山いらっしゃることに、そしてそれらの方々が何を求めているか、そして行政がいかにそれらのニーズに答えていくべきか、について学ぶことができました。

また9月の戦略会議には、山梨県立大学OBで、現在は映画やドラマそしてCMやアニメのロケ地誘致や撮影支援をされている「富士の国やまなしフィルムコミッション」の武川清志朗さんをお招きしました。武川さんからは、今まで私が知らなかった映像産業を活用した地域振興の沢山の事例をお聞きすることができました。武川さん自身も掛け人となつて、山梨県内の有名な場所やあまり知られていない場所、そして知る人ぞ知る場所を、映画やCM、アニメのロケ地やモデル地とすることで、大勢のファンを山梨に引き寄せることができると知り、ワクワク



2018年9月の戦略会議でのまちづくり勉強会の様子

しました。そして、現在進行形でアニメ「ゆるキャン」とコラボしたまちおこし企画を実践していると熱く語る武川さんの姿は、とてもまぶしく感じられました。このように、第一線で活躍されている様々な方のお話を直接聞くことができる「まちづくり勉強会」は私たちよつびし総研スタッフにとってかけがえのない時間となつていきます。これからも、まちづくりの現場の生の声に触れていきたいと思えます。皆さまには、今後ともご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



賀

正

顧問

櫻井 洋 山梨トヨタ自動車(株)
清水 孝 東京地方税理士会甲府支部

会長

芦澤 敏久 (株)山梨中央銀行

副会長

高野孫左エ門 (株)吉字屋本店
佐々木宏明 山梨トヨタ自動車(株)
高野 三雄 山梨交通(株)
岸本 良三 敷島金属工業(株)
上原 重樹 (株)印傳屋上原勇七

常任理事

大木 勝志 (株)オオキ
志村 昌彦 (株)山梨文化会館
窪田 広宣 (株)窪田商会
西川 一也 穴水(株)
興水 順彦 (株)清里給油所
内田 博 (株)内田印刷所
小林 幸夫 小林ニットウエア(株)
長坂 茂 (有)長坂百貨店
新津 正彦 新津建設(株)
篠原 義明 篠原貿易(株)
望月 英雄 (株)サンキョー
坂本 政彦 (株)坂本建運
川村 文彦 (株)テレビ山梨
井上 善展 (株)イノウエ
齊藤 基樹 浅川熱処理(株)

理事

田中 好輔 甲斐日産自動車(株)
荻野 寛二 (株)オギノ
小野 光一 金精軒製菓(株)
氏原 勲 (株)八光

太田 丈三 太田工業(株)
三井 正樹 (有)大泉タクシー
中澤 厚男 (株)談露館

古守 康直 古守工業(株)
小林 重夫 (株)小林商会
山寺英一郎 井筒屋醬油(株)

飯島 忠 (株)湊與
小林 成光 (株)小林製作所
秋山 勉 (株)ホテル舟山

河西 秀吏 (株)河西金属商事
依田 訓彦 (株)少國民社
清水 修一 協和産業(株)

笠井 健夫 (株)峡南堂印刷所
湯沢 基 湯澤工業(株)
井上 重良 協国母工業団地工業会

長谷川正一郎 長谷川醸造(株)
小澤 博音 (有)川音運輸
宮川 武 (株)甲斐延

岩下 達也 北杜タクシー(株)
山中 広雄 (株)旅工房
櫻本 進 (株)櫻本鉄工

小澤 一正 アジア燃料(株)
赤野 玉明 (株)アズマ工機
清水 新司 清水工業(株)

小松 茂仁 (株)小笠園
早野 正泰 (株)早野組
寺井 英仁 寺井木材(株)

岩下 和彦 昭和産業(株)
東原 記守 (有)菱和産商
相原 紀幸 (有)相原商事

深澤由美子 熊野屋物産(株)
久保寺孝男 (株)甲府ワインポート
井口 和則 井口工業(株)

笹本 健次 (株)常磐ホテル
近藤 誠 (株)近藤宝飾
依田 道徳 (株)依田商店

石井 猛雄 疾測量(株)
相川 幹夫 龍王産業(株)
阿部 格治 (有)さのやタクシー

矢部 兵衛 (株)シンゲン
鈴木 浩文 鈴木製菓(株)
中村 国男 (株)中村建設

丸茂 正樹 (株)マルモ
梅本 実 丸十山梨製パン(株)
丸山 正和 (株)コーシン

丹沢 始 (株)丹沢電機
相談役

小林 茂 琢美繊維(株)
渡邊 富平 (株)澤田屋
塚原 敏夫 (株)甲陽木工製作所

飯島正二郎 横山商事(株)
横山 益造 山梨北開発興業(株)
竹井 清八 (株)合同タクシー

小澤 照彦 (有)山梨薬局
長田 眞也 (株)印傳屋上原勇七
上原 勇七

監事

小林 修 (株)フジヤ
高野 嶺二 (株)高野貴金属

望月健二郎 大栄設備(株)
豊前多津美 豊前医化(株)
武田 與信 (株)テノヨ武田

齊藤 康弘 (有)イゲト斉藤商事
飯島 覚 (株)イジマガラスサッシセンター
伊藤 重忠 (株)伊藤物産

厚見 貞夫 山梨化学工業(株)
水上源太郎 (株)大統
石原 行彦 (株)甲斐興運

金丸 康信 (株)テレビ山梨
五味 和男 (有)新世自動車整備工場
佐々木弘男 (株)ササキ

飯島 敏子 (株)甲陽木工製作所
丸茂 紀彦 (株)マルモ
中村己喜雄 (株)中村建設

戸栗 敏 (有)戸栗製材所
田中 雅承 (株)カルク
三枝 正彦 (株)ダイアート三枝

藤本 寛 (有)藤本運送
金井 彰彦 宏和建設(株)
小澤 昭二 小沢木工(株)

飯田 八朗 (有)飯田建材
松葉 惇 (株)石友
齋藤 忠文 龍王産業(株)

中込 功 ナカゴミ(株)
専務理事

小泉 真 公益社団法人甲府法人会

事務局職員一同

新入会員紹介

ご入会ありがとうございます (平成30年11月～12月)

(順不同・敬称略)

正会員 法人名	所在地	支部名
株式会社 ALL・サポート	南アルプス市十五所	櫛形支部
セブンジュエル 株式会社	甲府市湯田	湯田支部
株式会社 プライムホーム	甲府市徳行	貢川支部
有限会社 山梨ハウスクリーニング	甲府市上町	山城支部
株式会社 ミート池田	北杜市長坂町	長坂支部
株式会社 創景	北杜市白州町	白州支部
株式会社 Back Country	北杜市小淵沢町	小淵沢支部

賛助会員 事業所名	所在地	支部名
鳥むら	甲府市下小河原町	山城支部
佐藤正典	甲府市善光寺	里垣・甲運支部
宮川ほづみ	甲斐市大笠	双葉支部
中澤哲也	甲府市後屋町	大里・大国支部
弥助鯨	甲府市太田町	甲府南支部
塩田 武	南アルプス市小笠原	櫛形支部
ダイヤモンドキッズベースボールアカデミー	中巨摩郡昭和町西条	昭和支部
小池恵美子	南アルプス市加賀美	若草支部

『税の無料相談会』開催のお知らせ

法人会では、東京地方税理士会甲府支部所属の税理士先生にご協力いただき「税の無料相談会」を開催いたします。

まもなく開始される確定申告や法人税・所得税・相続税・贈与税・消費税のご相談など、税について何でもお気軽にご相談ください。

個別相談となりますので、事前にお申し込みが必要となります。お申し込みの方は右記連絡先までご連絡ください。

日 時…平成31年2月13日 (水)

午後1時30分から順次

場 所…甲府法人会館 (甲府市中央4-12-21)

連絡先…法人会事務局

電 話…055-237-7774 F A X…055-237-7790

メールアドレス…yamanaho@cc.mbn.or.jp

担当職員…長坂

●ご連絡をお待ちしております。

研修会予定

●新設法人説明会

3月 4日 甲府法人会館

【研修内容】

- 設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
- 日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
- 源泉徴収事務について

●決算法人説明会

2月 8日 東京エレクトロン

2月 14日 アビオ甲府

2月 15日 山梨県流通センター

3月 7日 アビオ甲府

【研修内容】

- 決算の留意点について
- 消費税について
- 源泉徴収事務について

●法人税申告書の作成セミナー

3月 13日 アビオ甲府

【研修内容】

- 決算と申告事務の流れ
- 会計上の利益と所得金額
- 所得金額と法人税額の計算の概要
- 税務調整
- 法人税確定申告書の構成
- 法人税確定申告書の仕組み
- 別表四と別表五(一)の関係

発行所 公益社団法人甲府法人会

広報委員長 長坂 茂

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-237-7774

印刷所 株式会社 少國民社

発行日 平成31年1月23日

「e-Tax」なら 国税に関する申告や 納税、申請・届出 などの手続が インターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



国税電子申告・納税システム

e-Tax



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

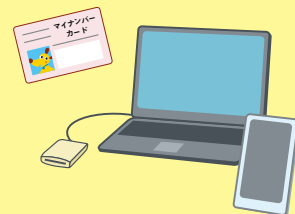
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!



添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp